

来年度の用水に関する重要なお知らせです

事 務 連 絡

令和 6 年 12 月 23 日

観音寺地区関係組合員の皆様へ

日向川土地改良区 工務課

7.25 豪雨災害による福島揚水機場の被災による 来年度以降のかんがいへの影響について

地域の皆様には日頃より当改良区の事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。7月25日の豪雨災害で被災した福島揚水機場ですが、12月5日災害査定が終了し、公共災による災害復旧が決定いたしました。現在、補助率の引き上げのための増高申請に向けた準備作業に加えて、発注に向けた作業を鋭意進めております。

さて、福島揚水機場の今後の復旧計画が明らかになりつつある中、来年度以降のかんがいへの影響が避けられない見通しが示されています。観音寺地区は総パイプラインによる自然圧方式を採用していることから、令和7年4月26日から始まるかんがい期間開始から、復旧に要する見込みである2カ年に渡って地区全域に影響が発生するものと予想しております。

地区全体の2割に相当する水量が不足する見込みのため、全体的な水圧不足が避けられず、代掻きや田植えへの影響が心配されています。改良区では水利権を遵守した上で最大限可能な量を配水いたしますので、地区の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願いいたします。

ただし、水量・水圧の不足は慢性的なものではなく、一時的もしくは需要期における限定的な発生を予想しています。それらは、ブロック給水の徹底、時間をかけた給水、定期的な降雨によって解決は十分に図れますので、各自落ち着いて対策や対応をお願いいたします。

[福島揚水機場の復旧に要する期間（予定）]

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 令和7年1-2月 | 災害増高申請・実施設計 |
| ～ 令和7年3月 | 一般競争入札による工事発注（酒田市） |
| ～ 令和8年3月 | 機器製作期間 ※高圧受電設備、操作盤に約一年を要する見込み |
| ～ 令和8年9月 | 製作機器の据付・整備補修 → 復旧しだい運転再開 |

(注意) 近年、連休や休日に田植え等を合わせるために水掛けを急ぐ必要がある方がいらっしゃいますが、用水に関する個別対応は行いません。地区全体で問題を共有し、かけ流しは行わずにブロック給水の計画に従った水管理へのご協力をお願いいたします。また、かんがいや復旧に関する情報は適宜改良区のHP等でお知らせして参ります。

福島揚水機場の復旧に関する質問・回答について

福島揚水機場の復旧は令和7年度～令和8年度夏頃までかかります

Q なぜ復旧に1年半もの期間がかかるのか？もっと早くならないのか？

A 高圧受電設備内の機器とポンプ操作盤の製作に対して約1年の期間を要するためです。いずれも発注されてからの製作であるため、期間の短縮は困難です。

Q なぜもっと早く対応しなかったのか？

A 激甚災害指定による公共災を活用した復旧を行うためです。国の補助を活用しなければ莫大な復旧費用が受益者による負担となるため、制度を活用して復旧を行うため、どうしても期間を要します。（災害査定終了：令和6年12月4日）

Q 不足した用水の確保は出来ないのか？

A 福山地内にある日向川頭首工は水利権によって取水できる上限が決まっています。福島揚水機場の用水は排水の反復利用（日向川に排水した水を再度取水している）となっており、今回の災害に伴って日向川から新たに取水することは出来ません。

Q 水不足が発生したらどうするのか？

A 管理委員会と協力して臨時的なブロック給水（ABCブロック）を実施します。降雨があれば解決は十分に図られますので、地域全体で無駄水を無くして必要な方へ回すためのご協力をお願いします。また、旧来より干ばつ発生時は日向川の水量が低下するため、福島揚水機場の運転は不可能となります。過去にも運転出来ない状況の中で対応を行っておりますので、同様に対応して参ります。（令和4年度大干ばつの際は、河川の水量低下によって運転不能となりました）

Q 休みに合わせて田植えをしなければならぬため、用水を供給して欲しい。

A 出来ません。代掻き期間を中心に上記のような苦情が寄せられますが、旧来より個人の事情に合わせた配水操作はしておりません。公平性の観点から個別対応は出来かねますので、ご理解をお願いします。

[12月23日の会議内で寄せられた質問]

Q 揚水機場の復旧は理解したが、今後同様の豪雨が発生したらどうするのか？

A 再度災害防止対策を活用し、機場の建屋に止水（防水）対策を施すことを計画しています。今回の浸水高が基本となり、窓の一部閉塞、シャッターと入口扉の防水扉への交換、換気口や便所の閉塞などを予定しています。

Q 日向川頭首工の被災によって取水不能となったが、今後も同様のケースが発生しないように支障木の伐採を要望していく必要があるのではないかと？

A 土砂吐水門が流木によって閉塞したことによって開閉不能となり取水に支障を来たしましたが、対象の流木は河川内の雑木だけではなく地山の崩落によって河川に流入したものが大半と考えられます。河川内の支障木撤去も大切ですが、原因は山林にも及ぶため根本的な解決は難しい状況です。

Q 復旧に要する費用の大部分は国の補助が入ることだが、それに伴って賦課金が上がることはないという理解で良いか。また、特別会計での事業積立についても必要は無くなるのではないかと。

A 災害復旧に要する費用は事業積立内において対応が可能です。ただし、昨今の物価高は全てにおいて影響が発生しており、電気料金をはじめ、漏水修理等に要する工事費などの高騰は特に著しく、現在の維持管理費では賄うことは出来ない状況です。造成から40年あまりを経過して配管や制水弁等の老朽化によって工事件数も近年増加の一途を辿っており、修繕を要する施設が多くなっています。節電の実施や工事費用を抑えるための努力も限りがありますので、災害復旧とは別に維持管理費については増額せざるを得ない状況であることへのご理解をお願いします。また、今後関連した説明が行われますが、1月広報などでもお知らせして参ります。